

垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設

指定管理者募集要項

(垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設
の指定管理者の候補者選定募集要項)

垂水市水産商工観光課

令和 5 年 7 月

I 要項の主旨

この要項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び活性化施設（以下「森の駅」という。）の管理運営を行わせるに当たり、当該施設の指定管理者を募集するため、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）、同条例施行規則（以下「手続条例施行規則」という。）、垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず条例（以下「森の駅条例」という。）及び垂水市猿ヶ城活性化施設条例（以下「活性化施設条例」という。）及び同条例施行規則（以下「森の駅条例施行規則」及び「活性化施設条例施行規則」という。）等により、その実施に必要な事項を定めるものである。

II 管理・運営の内容

1 森の駅の管理代行に関する基本的な考え方

(1) 施設の性格

森の駅は、日本三百名山に選定されている高隈山系の麓に位置する癒しの空間猿ヶ城溪谷に位置しており、オールシーズン対応型のコテージや活性化施設などを完備しており、大自然とのふれあいや交流など体験型の観光を楽しむことができ、垂水市の地域情報の発信等により地域の振興を図り、教育旅行やスポーツ合宿の活動拠点として地域間の交流促進による観光の振興を行い、地域の活性化を促し、併せて市民の健康増進及び福利厚生を図るために設置した施設である。

指定管理による管理代行により森の駅の管理運営を行うことで、民間の経営能力又は創意工夫を活用することが可能となり、利用者に対する一層のサービスの増進が図られ、効率的かつ効果的な施設運営を目指すものとする。

2 交流施設の名称及び概要

名 称	:	垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず及び垂水市猿ヶ城活性化施設
登 録 名	:	森の駅たるみず
愛 称 名	:	森の駅たるみず
所 在 地	:	垂水市新御堂 1344 番地 1
主 な 施 設	:	古民家風平屋、コテージ 2 階建て、大会議室、小会議室、体験学習室、加工室、その他 (詳細は別紙 1「施設の概要」参照)

3 管理の基準及び業務の範囲

(1) 管理の基準

指定管理者は、次に掲げる事項を遵守し、関係法令の定める基準に従って適正に業務を行わなければならない。

- ・良質かつ適切なサービスを提供すること。
- ・森の駅の敷地、建物及び設備の維持管理について万全を期すこと。

(2) 業務の範囲

① 森の駅の運営や維持管理に関すること。

施設の開場期間及び受付時間の変更、施設の利用許可、利用許可の制限、行為の制限、利用許可の取消し、原状回復命令その他利用許可に関連する業務、施設の使用料の徴収、使用料の減免又は徴収の猶予、使用料の還付その他利用料の徴収に関連する業務等

② 次に掲げる業務

- ・森の駅の利用に係る受付対応
- ・宿泊に係るコテージの受入準備、清掃・管理
- ・農林水産物及び工芸品等の販売
- ・森の駅の清掃、管理運営等
- ・体験プランに係る準備、実施、補助
- ・駐車場を含む敷地内全般の清掃、管理作業
- ・森の駅施設内におけるイベント等の開催
- ・垂水市主催事業等における協力
- ・その他市長が必要と認める業務で協定書に記載した事業

4 指定管理者に指定しようとする期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）とする。

5 管理に係る費用

森の駅の管理に係る費用については、次の収入をもって充てるものとする。

- (1) 指定管理者が行う業務から得られる収入
- (2) 利用者からの施設利用料金の収入

6 管理運営協議会の設置及び事業実績報告

- (1) 施設の設置目的を達成するために、管理運営の状況の報告を受け協議するための機関として、指定管理者は管理運営協議会を設置し、上半期、下半期においてそれぞれ会を開催するものとする。
- (2) 管理運営協議会は、指定管理者及び垂水市並びに必要なに応じて第三者を交えた構成員とするものとする。
- (3) 事業実績報告書の作成及び提出

指定管理者は、事業年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業実績報告書を作成し、市長に提出するものとする。ただし、年度の途中において手続条例第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出するものとする。

〔事業実績報告書の内容〕

- ・管理業務の実施状況
- ・利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由

- ・利用料金の収入実績
- ・管理経費の収支状況
- ・その他市長が別に定める事項

(4) 業務の聴取等

市長は、森の駅の管理に適正を期するため指定管理者に対し、業務及び経理の状況に関し、定期的に、若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地を調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

7 業務を実施するに当たっての注意事項

- (1) 公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な運営を行うこととし、特定の個人、団体等に有利に、又は不利になる運営を行わないこと。
- (2) 森の駅の管理・運営に係る各種規程、要綱等を作成する場合は、事前に市と協議を行うこと。
- (3) 指定管理者は、本業務（2に掲げる業務内容をいう。）を一括して第3者に委託させることはできない。

8 その他

(1) 休館日及び開館時間について

森の駅条例第4条、第17条第3項及び活性化施設条例第3条、第4条、第17条第3項に定めるところによる。

(2) 施設の利用許可等について

森の駅条例第5条、第6条及び活性化施設条例第5条、第6条の規定に基づき行うものとする。

(3) 行為の制限について

森の駅条例第10条及び活性化施設条例第10条に定める事項に該当する場合には、利用の制限及び行為の制限をすることができる。

(4) 利用料金について

① 指定管理者は、森の駅の利用料金をその収入として収受することができる（自治法第244条の2第8項に定める制度を採用）。

② 利用料金の額（指定管理者が市長の承認を得て決定するものとする（森の駅条例第7条及び活性化施設条例第7条））

③ 利用料金の減免並びに徴収の猶予及び不還付（指定管理者が市長の承認を得て減免等を行うことができる（森の駅条例第8条及び活性化施設条例第8条））

(5) 入湯税について

指定管理者は、垂水市税条例第145条第1項及び第2項の規定により、森の駅の利用者に係る入湯税を徴収し、同条第3項の規定により、納入申告書を市長に提出するとともに納入金を納入するものとする。

(6) 施設の管理運営に伴う人員の確保及び資格について

施設の管理運営に必要な人員又は資格者等（食品衛生管理者、危険物取扱者、普

通救命講習受講者等)は、指定管理者において配置すること。

(7) 個人情報保護について

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び垂水市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨に従い、公の施設の管理を通じて取得した氏名、住所、生年月日等個人に関する情報に関して、主に次のことに留意し、適正な取扱いの確保に努めることとする。

① 収集の制限

業務の目的を達成するために必要な範囲内の情報のみを原則として本人から収集すること。

② 利用・提供の制限

個人情報は、業務の目的の範囲を超えて利用し、又は提供しないこと。

③ 適正な管理

個人情報は正確に保ち、漏えい、改ざん、滅失等のないように管理すること。また、不要になった個人情報は確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去すること。

④ 開示の申し出

保有する個人情報の開示をその本人から求められたときは、情報を開示するよう努めること。

(8) 情報公開について

指定管理者は、垂水市情報公開条例の趣旨に従い、公の施設の管理のために作成し、又は取得した文書等であって、業務に従事している者が組織的に用いるものとして保有している文書等について、次の情報に該当する場合等を除き、公開することとする。

① プライバシー情報個人のプライバシーを侵害するおそれのある情報

② 法人等情報

他の法人等の事業活動に関する情報で、公開すると法人等の正当な利益を明らかに害すると認められる情報

③ 公共の安全、秩序の維持制限

公開すると、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪等の予防等に支障が生じるおそれのある情報

④ その他公開すると事業の適正な執行に支障を及ぼす情報等

(9) 指定管理料（管理経費）について

森の駅については、指定管理者が行う業務から得られる収入及び利用者からの施設利用料金の収入で管理運営をすることから、市は指定管理料を支払わないものとする。

(10) 違約金について

協定書の締結後（年度協定書を含む。）市の責めによらない理由等により協定期間内において指定管理の履行ができなくなった場合、指定管理者は違約金を支払うものとし、納付額、納付方法については協定書で定めるものとする。

(11) 施設賠償責任保険等への加入について

指定管理者は、施設賠償責任保険等に加入すること。なお、その保証額は下記の額以上とする。

- ・対人賠償 1名につき1億円、1事故につき10億円
- ・対物賠償 1事故につき2,000万円

(12) 市と指定管理者の責任分担について

施設の管理運営上想定されるリスクへの対応については、責任分担表（別紙2「責任分担表」参照）のとおりとし、協定書の締結時に再確認するものとする。

ただし、指定管理者の営業に資するもので、単年度1回当たり概ね100万円以下の支出負担については指定管理者の負担とする。

Ⅲ 募集

応募する方は、以下の申請書類を期間内に垂水市水産商工観光課まで提出すること。

1 指定管理者に募集期間・受付時間（手続条例第2条第1項第6号）

- (1) 期 間 令和5年7月3日（月）から同月31日（月）まで
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

2 資格要件

- (1) 垂水市内に事業所のある法人その他の団体又は複数の法人その他の団体からなる団体であって、その構成員の一以上が垂水市内に事業所を有するもの。
（法人格の有無は問いませんが、個人では申請できない。）
- (2) 団体又は代表者が次のいずれにも該当しないものであること。
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - ⑤ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、自治法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者
 - ⑥ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
 - ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下でない団体であること。
 - ⑧ 垂水市税及び県税、国税について滞納がないこと。
 - ⑨ 垂水市、県、国から営業停止の措置を受けていないこと。

3 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出すること。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

- (1) 手続条例施行規則別記第1号様式による申請書
- (2) 申請資格を有していることを証する書類
 - ① 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
 - ② 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書（住民票でも可）
 - ③ 定款、規約その他これらに相当する書類
 - ④ 申込資格書に関する申立書（手続条例施行規則別記第2号様式）
 - ⑤ 国税及び地方税の完納証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（手続条例施行規則別記第2号様式）

- (3) 管理を行う公の施設の事業計画書(手続条例施行規則別記第3号様式)※1(注意)
※1 事業計画書を作成する場合は、おおむね30ページ以内とする。
また、目次を設け審査基準(10,11ページに記載)の順番で記載しページ番号を付与すること。
- (4) 管理における収支計画書(手続条例施行規則別記第4号様式)
- (5) 当該団体の経営状況を証明する書類
- ① 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)
 - ② 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又並びにこれらに相当する書類(作成しているもののみ)※2(注意)
 - ③ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ)
 - ④ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
 - ⑤ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- ※2 損益計算書、利益処分計算書等も含む。

4 提出方法及び部数

(1) 提出方法

下記提出先まで持参又は郵送すること。

なお、郵送の場合は、令和5年7月31日(月)午後5時15分必着とする。

- (2) 提出部数 11部(正 1部 副 10部)
- (3) 質問等 質問などがある場合は、別紙3「質疑書」により7月7日(金)までに水産商工観光課までFAXで送付すること。
(質疑書への回答は、現地説明会で行う。)
- (4) 現地説明会の実施(応募者は必須)
- ① 日 時: 令和5年7月18日午後2時
 - ② 場 所: 猿ヶ城溪谷森の駅たるみず
 - ③ 内 容: 募集要項等の説明及び施設見学
 - ④ 手 続: 令和5年7月7日(金)までに水産商工観光課まで別紙4「説明会及び施設見学申込書」をFAXで送付すること。
(FAX番号0994-32-6625)
- ※FAX以外の申込み(電話、メール等)は受理しません。

5 提出先及び連絡先

〒891-2192

鹿児島県垂水市上町114番地

垂水市役所 水産商工観光課 観光・ジオパーク係

T E L 0994-32-1111(内線249)(代表) F A X 0994-32-6625

6 留意事項

- (1) 事業計画書等の著作権は、申請された団体等に帰属します。ただし、市は指定管理者の審査、公表等に必要な場合は、当該事業計画書等の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出された書類は原則返却しません。
- (2) 申請に必要な経費はすべて申請者の負担とする。
- (3) 申請後辞退される場合は辞退届を提出すること（様式は自由）。

IV 指定管理者の選定

指定管理者の選定に当たっては、手続条例施行規則により選定委員会を設置し、次の選定基準により委員会で指定管理者の候補者を選定する。なお、応募者には、第2回目の選定委員会（9月開催予定）への出席を要請する予定である。

1 選定基準

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、並びに確保できる見込みがあること。
- (4) 公の施設の適切な維持管理及び管理に要する経費の縮減が図られる見込みがあること。

2 審査基準

共通項目	配点
利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られているか。	
1 市民の平等利用が確保できるか	
<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスの向上が図られるか。 ・利用許可を与える場合、適正な執行が図られるか。 ・利用料金制を導入する場合、金額の設定は妥当か。 ・障がい者への対応は十分に図られるか。 	
2 市民の声が反映される管理が行われるか。	
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に向けた新たなサービスの提供が図られるか。 ・管理技術の向上のために必要な措置を講じるか。 ・利用者の意見要望などを運営に反映させる工夫がなされるか。 ・苦情処理の体制は明確になっているか。 ・定期的な自己評価を行うか。 	
3 地域活動との関わりや地域に対する貢献について	
公の施設の効用を最大限に発揮できるものであるか。	
4 施設設置の目的が達成できるか	
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に合致した方針か。 ・市の施策や市が求める提案等に対して柔軟に対応できるか。 ・事業計画書の内容は適正か。 ・類似した施設管理の運営実績はあるか。 ・受託への意欲・熱意はあるか。 	
公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、かつ確保できる見込みがあるか。	
5 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか	
<ul style="list-style-type: none"> ・管理責任者及び管理体制は明確になっているか。 ・団体の安定性・継続性はあるか。 	

<ul style="list-style-type: none"> ・団体運営における法令等を遵守しているか。 ・収支計画書の内容は適正か。 ・団体運営上発生する損害等のリスクに対し、どのような備えがあるか。 ・施設運営に適した職員が配置されているか。 ・職員の育成について、どのような考えがあるか。 ・当該管理業務に必要な資格保有者数を有しているか。 	
6 障がい者の雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか。	
<ul style="list-style-type: none"> ・適正な労働条件が確保されているか。 ・障がい者の雇用に積極的か。 ・男女共同参画の取組を行っているか。 	
公の施設の適切な維持管理及び管理に要する経費の縮減が図られる見込みがあるか。	
7 施設の効果を最大限に発揮できるとともに経費の縮減が図られるか。	
<ul style="list-style-type: none"> ・効率的運営、効率化の取組を図っているか。 ・効率的な職員配置となっているか。 ・管理経費削減のための工夫を行っているか。 ・当該管理業務に対する経営努力があるか。 ・従前の支出等と比較し、経費の額は妥当か。 ・具体性を持った利用促進策を考えているか。 	
8 緊急時対応などについて	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害・事故の対応について、どのように考えているか。 ・事故防止に向けた取組を行っているか。 	
9 個人情報保護の措置について	
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の個人情報を取り扱う場合、どのような保護措置を講じているか。 ・個人情報の保護について十分に理解しているか。 	
10 環境に配慮した経営を行っているか	
<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001 を取得しているか。 ・環境に配慮した経営について、独自の考え方はあるか。 	
11 独自提案内容の比較について	
<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理施設及び周辺施設等の運用管理の取組等について独自の考え方はあるか。 	
小 計	
個別項目（施設の特性に応じ、水産商工観光課で設定）	
<ul style="list-style-type: none"> ・雇用には現に勤務している職員の採用に十分な配慮がされているか。 ・利用者との関係は良好に保たれる提案となっているか。 ・地域（垂水市）や地元（水之上地区）と協働できる提案となっているか。 ・交流人口の増加を図る提案となっているか。 ・教育旅行並びにスポーツ合宿等の施設使用等における十分な配慮がされているか。 ・地産地消の精神に基づき地元の特産品等を積極的に利用する提案となっているか。 	
合 計	

V 指定管理者の指定

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、市議会議決を経て指定管理者に指定される。

2 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、市が支払う指定管理料、森の駅の備品、営業権に関する事項等については、指定管理者と市との間で協定を締結することとなる。

なお、協定は指定期間を通じた基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度毎の事業実施に関する事項を定めた「年度協定」となる。

3 協定項目（予定）

・基本協定

1. 管理する施設の概要
2. 指定の期間
3. 管理業務について
4. 責任者の配置
5. 事業計画及び管理経費について
6. 利用料金の充当及び管理経費について
7. 再委託及び権利譲渡の禁止について
8. 事業報告書の作成、提出及び定例報告について
9. 業務報告、会議について
10. 個人情報保護について
11. 情報公開について
12. 損害賠償の義務について
13. 指定の取消しについて
14. 施設の改修、備品等の購入について
15. 維持管理、検査について
16. 事故報告について
17. 指導及び助言、事業協力について
18. 事業の広報等について
19. 目的外使用について
20. 留意事項及び協議事項

・年度協定

1. 年度協定の期間
2. 施設の維持補修及び指定管理料の支払い
3. 疑義の決定

4 事前準備

指定管理者は、管理業務を行うため、業務の開始前に本業務の実施に必要な有資格

者及び従事者を確保し研修を行い現管理者と十分な引継ぎを行うこと。また、管理業務を行うに当たり必要とされる機器等（事務機器を含む）については、垂水市、現管理者と十分に協議すること。なお、事前準備に係る費用は全て指定管理者の負担とする。

5 その他

- (1) 指定管理者は管理業務を行うため、新たな職員を雇用する場合は、現に勤務している職員の採用に十分な配慮をすること。
- (2) 指定管理者は事業を行うに当たり、現在の出荷者や地域、地元との関係について常に良好な状態を維持すること。
- (3) 指定管理者の候補者が、協定締結までに次の事項に該当するに至ったときは、選定又は指定を取り消すことがあります。
 - ① 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。
 - ② 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

VI 配布資料（垂水市のホームページよりダウンロード又はリンクできます。）

- 1 収支状況（令和3年度～令和4年度）
- 2 垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則
- 3 垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず並びに垂水市猿ヶ城活性化施設条例及び施行規則
- 4 指定管理申請書類様式（ワード）

VII その他

- 1 必要に応じ、提出書類の内容について聴き取り調査を行うことがある。
- 2 選定結果については、後日通知する。
- 3 その他提出書類等（様式は任意様式とする。）

なお、下記の項目について、提出された事業計画書等に記載された場合は、別表（様式は任意様式とする。）に該当ページを記載すること。

- VII-3-(1) 協働についての基本方針（住民、地域、団体、企業との協働及び市との連携）
- VII-3-(2) 管理運営に当たっての対応策とマニュアル
- VII-3-(3) 管理経費の縮減方策について（様式は自由）
- VII-3-(4) 指揮命令系統がわかる組織図
- VII-3-(5) 職員の業務内容と配置人数
- VII-3-(6) 委託予定業務
（再委託を予定している業務内容、委託する理由、選定方法、委託者への指導体制）

別紙1 施設の概要

1 概要

「猿ヶ城溪谷森の駅たるみず」は本市の3つの観光拠点（道の駅たるみず、道の駅たるみずはまびら）の一つに位置づけられている。市街地の近くにありながら学術的にも貴重な地域である森林生物遺伝資源保存林を有する高隈山の麓にあって、豊かな緑や清流と奇岩、巨岩が織りなす、普段と違った癒しの空間を存分に味わうことができ、「絶景の刃剣山登山」をはじめいろいろな体験観光メニューもあり、体験型観光などによる交流促進施設として開業以来多くの来館者が訪れる本市の観光・行政情報の中核施設であり、教育旅行やスポーツ合宿の活動拠点としての役割も担っている

主な施設としては、単純硫黄冷鉱泉を活用した別荘風コテージ8棟（古民家風平屋2棟・コテージ2階建て6棟）大会議室、小会議室、体験学習室、加工室、地域の農産物やお土産等を販売する物販場所を設けており、地元の人々や各種団体、旅行者にとって憩いの空間となっている。特に猿ヶ城溪谷は県立自然公園、おおすみ自然休養林に指定されており、降り注ぐ緑と水のシャワーは爽快でキャニオニングや沢登り、川遊びが楽しめ絶好のビューポイントとなっている。

2 施設の概要

◇垂水市

■活性化施設1棟（建築面積796.27㎡）

- ・大会議室128.8㎡、小会議室49.7㎡、工作室42.5㎡、体験実習室42.0㎡、加工室68.0㎡、味噌加工室12.0㎡、事務室31.73㎡、その他トイレ、シャワー室、更衣室等を完備、木造平屋

■コテージ

- ・古民家風平屋2棟（床面積74.52㎡、木造）
- ・コテージ2階建て6棟（床面積72.22㎡、木造+RC2F平屋）

■トイレシャワー棟1棟（建築面積75.60㎡：大小2穴、大2穴、女3穴、身障者用1、構造RC平屋）

■炊飯棟1棟（建築面積27.88㎡：構造RC平屋）

■オートキャンプ場（テントサイト5ヶ所、平均面積25.27㎡）

■駐車場

- ・活性化施設周辺17台（うち1台が身障者用）、その他周辺と旧キャンプ場で約50台

■園路

- ・園路1号L=287m、園路2号L=183m、園路3号L=69m、合計L=539m
- ・遊歩道（活性化施設下の水路沿い）129m

■散策路

- ・1号散策路L=177m、2号散策路L=234m、合計L=411m

■浄化槽（66人槽、ポンプ室3.55㎡）

■植栽（一式）

■水路（一式）

別紙2 責任分担表

項目	内容	責任分担	
		市	指定管理者
1 法令等の変更	直接管理運営に関係するもの	○	
	上記以外の場合		○
2 事業の中止・延期	市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの	○	
	上記以外の場合		○
3 許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効など（市が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
4 性能	協定書に定めた要求水準不適合		○
5 セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		○
	情報の管理及び保護に関するもの		○
6 需要の変動	当初の需要見込みと異なる場合		○
7 施設の競合	競合施設による利用者の減、利用料金収入の減		○
8 運営費の上昇（物価変動、金利変動等）	急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの	○	
	上記以外の場合		○
9 施設・設備の損傷	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
10 施設利用者への損害	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
11 周辺住民への損害	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
12 不可抗力への対応	自然災害等により、業務を変更、中止又は延期する場合	協議事項*	
13 債務不履行	市の協定内容の不履行がある場合	○	
	指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合		○
14 事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務廃止に伴う原状回復費用		○
15 業務引継ぎの費用	業務の引継ぎにかかる費用		○

※ あらかじめ規定が可能な事項については、別途付記するものとする。

別紙3 質疑書

垂水市水産商工観光課 観光・ジオパーク係 御中

(FAX番号 0994-32-6625)

※ 他の質疑についての回答の送付を 希望する 希望しない
(いずれかに○をつけてください)

質 疑 書

令和 年 月 日

垂 水 市 長 殿

団体名
 代表者名
 担当者名
 (電話番号 :)
 (Fax番号 :)

質問事項	具体的な内容

説明会及び施設見学申込書

垂水市水産商工観光課 観光・ジオパーク係 御中
(FAX番号 0994-32-6625)

説明及び施設見学会（令和5年7月18日開催予定）の出欠について

上記の開催について次のとおり出席者を報告します。

出席者

所属（会社名等）	役職名	氏名

※ 複数の場合は新たに欄を設けてください。

【 連絡先（緊急な用務の連絡先とします） 】

所 属
氏 名
電 話 番 号

※ お手数ですが、令和5年7月7日（金）までにFAXにてご回答ください。